大里保育園重要事項説明

1 事業所の名称

(1) 施設の概要

①名 称 社会福祉法人 大里福祉会

②所在地 伊万里市二里町大里乙 1577 番地 2

③定 員 90人

· 2 号認定 51 人 · 3 号認定 39 人 (内 1. 2 歳児 31 人 0 歳児 8 人)

④保育室 298.08 ㎡ ⑤屋外遊技場 1249.89 ㎡

(2) 設置者

①設置者 社会福祉法人 大里福祉会 大里保育園

②住 所 伊万里市二里町大里乙1577番地2

③電話番号 0955-23-3335

2 施設の目的

当園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項をを定め、当園を利用する小学校就学前の子供に対し、適切な特定教育・保育を提供すること目的とする。

3 運営の方針

- (1) 当園は、適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。
- (2) 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育 保育を提供するよう努める。
- (3) 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域こども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 提供する保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関連法令等遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、 特定教育・保育を提供します。

5 職員の配置状況

園長1名、主任保育士1名、保育士の数は、園児数による。(別表にて表示) 調理員3名

6 保育を提供する日

- (1) 月曜日から土曜日まで (日曜日及び祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は休園)
- (2) 特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情がある時は、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- (3) 非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。
 - ※「伊万里市における保育施設等の避難情報発令時対応ガイドライン」に基づき、当保育園が所在する 地区に避難情報が発令された場合に、休園等の措置を取ります。

※感染症対応等の為伊万里市から休園等の要請があった場合は、休園等の措置を取ります。

7 保育を提供する時間

次の時間帯のうち保育を必要とする時間

	保育標準時間	保育短時間
月~土	$\cdot 7:30\sim 18:30$	· 8:30~16:30
延長保育	$\cdot 7:00\sim 7:30$	· 7:00~ 8:30
	\cdot 18:30~19:00	$\cdot 16:30 \sim 19:00$

8 職員の勤務体制

以下の時間による交代勤務

月~金曜日・7:00~16:00 ・7:30~16:30 ・8:00~17:00

• 8: $30\sim17:30$ • 9: $15\sim18:15$ • 9: $45\sim19:00$

土曜日 ・7:00~11:00 ・8:00~12:00 ・8:30~12:30

• 8: $00 \sim 17: 00$ • 9: $00 \sim 18: 00$ • 9: $45 \sim 19: 00$

9 利用料金

(1) 特定教育・保育施設に係る利用者負担(保育料) 支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額(月額) ※対象は、満3歳児未満の園児です。

(2) 延長保育利用料

●保育短時間

●保育標準時間

•7:00~8:30 (無料)

・7:00~7:30 (無料)

• 16:30~18:30 (1回200円)

•18:30~19:00 (1回100円)

•18:30~19:00 (1回100円)

(3) 保育の提供に要する費用

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額	備考
副食費	給食の提供を行うために必要な食	月額 4,800 円	・対象は、満3歳児クラス以上の園児
(おかず、おやつ代)	材料費にかかる費用を徴収		・上記のうち、徴収免除対象者を除く。
			・金額は一律で、原則として減額は行わない。
			・原則として納付方法は口座振替となる
保護者会費	保護者会の運営に要する費用を	月額 500 円	・現金徴収
	徴収		

10 利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

- (1) 市が行った利用調整により当園の利用が決定された時かつ保育の実施の委託を受けたときは、 これに応じる。
- (2) 重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。
- (3) 特定教育・保育の終了
 - ・子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する小学校就学前の子どもに 該当しなくなったとき。
 - ・保護者から当園の利用に係る取り消しの申し出があったとき。
 - ・市が当園の利用が不可能と認めたとき。
 - ・その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時における対処

当園の職員においては、特定教育・保育の行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合 その他必要な場合は、速やかに該当利用の子どもの保護者又は医療機関へ必要な措置を講ずる。

12 非常災害対策

非常災害時に関する具体的な計画立て、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練をする。

13 虐待防止のための措置

利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、研修の実施等の措置を講ずるよう努める。 また、虐待かどうかわからないが、虐待が疑われる場合は、法律上の定めにより、速やかに児童相談所に通告する。

14 秘密保持

- (1) 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない
- (2) 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、 利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者に同意を得る 但し、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

≪保育園利用に係る情報の外部機関への提供≫

当保育園を利用していただくにあたり、園児、及びその家族の個人情報を園に提供していただきます。 この情報については、保育園の運営上、必要最小限の範囲で小学校、他の特定教育・保育施設等 その他の機関に対して情報を提供する場合があります。

15 苦情解決

提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、当該内容を記録する。 また、市からの求めがあった場合は調査に協力し、指導又は助言を受けた時は、必要な改善を行うものとし、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告する。